

第 12 次改正（平成 9 年 11 月 21 日公布 法律第 105 号）の概要

- ① 行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るため、「許可等の有効期間の延長に関する法律(平成 9 年法律第 105 号)」が平成 9 年 11 月 21 日に公布され、同年 12 月 21 日から施行された。これに伴い宅地建物取引業法の一部が改正され、取引主任者証の有効期間が 3 年から 5 年に延長された。

※ 政府提案